

第10次静岡県長寿社会保健福祉計画における目標数値について

静岡県長寿社会保健福祉計画に関し、県では来年度からの次期計画について、別紙概要書のとおり策定作業中であり、福祉サービスの第三者評価に係る現状、施策の方向及び目標数値について、書面にて各委員の御意見を伺った。御意見を踏まえ、以下のとおり計画案を作成することについて、推進委員会の意見を伺う。

1 書面意見（令和5年12月実施）

(1) 事務局提案

- ① 計画期間 2024年度から2026年度（3年間）
- ② 目標はこれまでどおり『福祉サービスの第三者評価を受審した事業所数』とする。
- ③ 現状値（基準）は前回同様に2022年度（令和4年度）までの累計受審事業所数とする。

602事業所（社会的養護施設を含む）社会的養護施設を除くと531事業所

④ 目標値（2026年度）

＜案1＞

現状値に平成27年度から令和元年度（5年間）の平均受審事業所数を毎年度加えた数値（前回策定時と同じ考え方）

年度	27	28	29	30	01	平均値
受審実績	32	43	39	43	47	41

$$602 \text{ (R4累計)} + 41 \times (3+1) = 766 \div 770$$

＜案2＞

コロナ禍（R2から4）の影響がなかった場合の想定実績に案1の見込み増加数を加えた数値（コロナ禍で減少した分を解消するため、増加対策を強力に講じる）

$$531 \text{ (R1累計)} + 41 \times 3 + 41 \times (3+1) = 818 \div 820$$

(2) 委員御意見

① 目標値について

案1	7名
案2	2名

② 対策について

- ・ 受審費用が全額補助されるならば義務化する。
- ・ 第三者評価事業のさらなる推進のため目標は高くしておくべき。
- ・ 保育所における虐待防止のためにも保育所の積極的な受審を促進すべき。
- ・ 受審による施設のメリットの分かり易い説明やインセンティブ導入を実施。
- ・ 受審施設へのアフターフォロー体制の整備は具体的に検討したい。
- ・ 5類移行といえども介護施設等での感染対策は継続、そのほか事業所内での業務量は増大しており高い目標は達成困難ではないか。
- ・ 保育所の認定こども園移行が増加し、受審数を減少させない対策が必要。

2 事務局意見

① 目標値等

現状値（基準） 602事業所（社会的養護施設を含む）

目標値（2026年度） 770事業所（累計）

② 現状、施策の方向性等

別添の「計画案 抜粋」のとおり

第5 自立と尊厳を守る介護サービスの充実

介護保険制度は、要介護状態となった高齢者が、尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービス等を提供することを目的に、要介護(支援)認定者を社会全体で支援する仕組みとして、2000(平成12)年4月に創設されました。

制度創設から23年が経過し、介護サービスは、介護を必要とする高齢者の生活の支えとして定着しています。

一方で、少子高齢化の進行による要介護(支援)認定者の増加やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯の増加などにより、介護需要は増加しているだけでなく、多様化しています。

高齢者の自立と尊厳のある暮らしを支えるためには、この多様化した介護需要に個別に対応する多様な介護サービスの提供が不可欠です。

このため、量的・質的に十分なサービスの提供ができるよう、介護サービスの充実・強化を図ります。

1 介護サービス基盤の整備

- (1) 需要に応じた介護サービス基盤の整備
- (2) 在宅医療等の必要量に対する介護サービス見込み量の確保

2 介護サービスの質の確保・向上

- (1) 事業者の指導・監督
- (2) 高齢者虐待の防止
- (3) 身体拘束の廃止
- (4) 優良事業所の育成

【現状と課題】

- 高齢者の自立と尊厳のある暮らしを支えるためには、法令の遵守や虐待の防止、身体拘束の廃止など介護サービスの質を確保するだけでなく、サービスの質を向上することが重要です。
- 質の高いサービスとは、本人の個性や生活リズムに合わせた個別ケアに加え、生活の中で意欲や意思を引き出し、自己決定、自己選択のもとにその人らしく暮らすことを支えるものです。
- 県では、質の高いサービスの普及を目指し、事業所指導や研修、事業所表彰、福祉サービス第三者評価の推進などを行っています。
- 事業所研修は、2011(平成23)年度から「より良い高齢者ケアを考えるセミナー」として、利用者本位のケア、自分が受けた介護、看取りなど、様々なテーマを取り上げ、質の高い介護に取り組んでいる事業所や有識者の講演を行っています。
- 表彰制度では、2017(平成29)年度から「静岡県優良介護事業所表彰」として、介護職員が働きやすく、働き甲斐のある職場環境づくりや利用者本位のサービス提供等に積極的に取り組む事業所を表彰しています。
- 2023(令和5)年度までに職場環境改善部門、サービスの質向上部門の2部門合わせて51事業所を表彰しており、これらの事業所の優れた取組を県内介護事業所に

普及していくことが重要です。

- 2018（平成30）年度に「静岡県働きやすい介護事業所認証制度」を立ち上げ、処遇改善や人材育成、サービスの質の向上などについて、一定の基準を満たす取組を行っている事業所を「働きやすい介護事業所」として県が認証し、公表しています。2023（令和5）年12月現在、430事業所を認証しています。介護サービスの質の向上を促進するため、まだ認証を受けていない事業所に対して、認証の取得を促していく必要があります。
- 第三者評価では、福祉サービスの質の向上を図り、利用者に対し適切なサービスの選択に資するための情報提供を行うため、公平・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業所が行う福祉サービスを評価し、その評価結果を公表しています。
- 福祉サービスの利用者は増加しており、サービスの質の向上や利用者への情報提供の必要性は高まっていますが、2022（令和4）年度までの累計受審件数は602か所、受審率は約11%であり、さらなる向上が必要です。
- 2023（令和5）年4月現在、第三者評価を行う本県の認証機関は6機関であり、今後の受審促進に当たっては、事業所への働きかけに加え、評価機関の質と量の確保を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 事業者に対して集団指導や個別の運営指導を実施するとともに、より良い高齢者ケアについて普及啓発し、介護サービスの質の向上を図ります。
- 表彰事業所等の取組を普及するため、事例発表会を開催する等、優良な取組事例を情報発信し、事業所におけるサービスの質の向上への自発的な取組を促します。
- 介護事業所の人材育成の推進やサービスの質の向上、労働環境の改善の取組を促進するため、「働きやすい介護事業所」の認証を取得した事業所の取組や認証取得のメリット等の広報により、認証取得事業所の拡大を図ります。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム等の事業者に対して、指導監査や研修などの機会を通じて受審勧奨を行い、福祉サービス第三者評価の受審件数（率）の向上を図ります。
- 第三者評価推進委員会において事業の推進を検討するとともに、評価機関及び評価調査者に対する研修を行い、評価機関の質と量の確保を図ります。

3 介護サービスの安全対策の推進

- (1) 高齢者施設等の防災・防犯対策
- (2) 介護事業所の感染症対策

4 利用者及び介護家族等への支援

- (1) 介護サービスの利用支援
- (2) 家族による介護の支援

5 適正な介護保険制度の運用

- (1) 市町の介護保険財政等への支援
- (2) 介護給付等の費用の適正化（第6期静岡県介護給付適正化計画）

【成果指標】

指標	現状値(2022年度)	目標値(2026年度)
介護サービス受給割合	(集計中)	前年度より改善

【活動指標】

2 介護サービスの質の確保・向上

指標	現状値(2022年度)	目標値(2026年度)
運営指導の実施率	52.1%	100%(毎年度)
介護保険サービス施設等の身体拘束ゼロ宣言実施率	95.6%	100%
福祉サービスの第三者評価を受審した事業所数	602か所(累計)	770か所(累計) (2026年度)
働きやすい介護事業所認証事業所数	427か所	524か所

3 介護サービスの安全対策

指標	現状値(2022年度)	目標値(2026年度)
福祉避難所への想定避難者数が全て受入れ可能な市町数(再掲)	26市町	全市町
優先度が高い要配慮者の個別避難計画の作成が完了した市町数(再掲)	11市町	全市町

4 利用者及び介護家族等への支援

指標	現状値(2022年度)	目標値(2026年度)
介護サービス情報公表事業所の割合	99.3%	100%
生活支援等サービスに関する情報公表をしている市町数	8市町	全市町

5 適正な介護保険制度の運用

指標	現状値(2022年度)	目標値(2026年度)
主要3事業の全てを実施している市町数	全市町	全市町
要介護認定の適正化の取組において業務分析データ*を活用した認定調査員等への研修等を実施している市町数	(調査中)	全市町
市町における住宅改修等の審査においてリハビリテーション専門職等が関与する仕組みがある市町数	23市町	全市町
給付実績の活用を実施している市町数	32市町	全市町

* 厚生労働省が実施している要介護認定適正化事業における業務分析データ(重度変更率等の各種データ)

静岡県長寿社会保健福祉計画（ふじのくに長寿社会安心プラン）

（福祉長寿局福祉長寿政策課）

1 概要

「ふじのくに長寿社会安心プラン」（静岡県長寿社会保健福祉計画）は、3年ごとに取り組む施策と目標を示すもので、今年度、第10次静岡県長寿社会保健福祉計画（第10次静岡県老人福祉計画及び第9期静岡県介護保険事業支援計画）として、新たなプラン（計画期間：2024～2026年度）を策定する。

2 計画の位置付け

根拠法	①老人福祉法第20条の9（都道府県老人福祉計画） ②介護保険法第118条（都道府県介護保険事業支援計画）
策定に関する規定	介護保険法第116条に基づく基本指針 ・計画の策定体制に関する規定 ・理念、必須記載事項、任意記載事項等
概要	①広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画 ②市町の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画
計画期間	第9次計画：2021年度～2023年度（3年間）

3 第10次計画の概要

(1) 策定方針

介護と医療の連携のため、同時改定となる第9次静岡県保健医療計画と整合性を図る。また、地域共生社会の実現に向け、静岡県地域福祉支援計画と中間見直しと調和を図る。

区分	2018	2021	2024	2027
地域福祉計画	第3次 (2016-2020)	第4次(2021-2026) ※3年で中間見直し	第5次 (2027-2032)	
長寿社会 保険福祉計画	第8次 (2018-2020)	第9次(現行) (2021-2023)	第10次(次期) (2024-2026)	第11次 (2027-2029)
保健医療計画	第8次(2018-2023) ※2020、2021で中間見直し		第9次(2024-2029)	

▲
団塊世代が75歳に
地域包括ケアシステム構築

(2) 次期計画のポイント

- ・本計画と同時改定される静岡県保健医療計画との整合性を図りながら、地域包括ケアシステムの深化・推進に関する取組を充実
- ・中長期的な介護ニーズ等を踏まえ、在宅サービスの充実等の介護サービス基盤整備を促進する取組を充実
- ・介護需要の増加を踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成・定着の取組を充実

(3) スケジュール

静岡県社会福祉審議会 老人福祉専門分科会	静岡県長寿社会保健福祉計画 推進・策定部会
7/19 ・第9次計画の進捗評価 ・第10次計画の策定方針	8/23 ・第10次計画の策定方針 ・計画骨子案
12/12 ・素案の審議	12/5 ・素案の審議
12月27日～1月24日 パブリックコメント	
3/25 ・最終案の審議	2/22 ・最終案の審議
3月末 計画改定	

※ 計画に対する意見を求めるため、上記と並行して必要な会議を開催

4 第10次計画案の概要

(1) 基本理念

『地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現』

(2) 施策体系

柱	具体的な施策
1 誰もが暮らしやすい 地域共生社会の実現	1 分野を越えた福祉の推進 2 地域活動の推進 3 地域共生社会の環境整備 4 安全・安心の確保
2 健康づくりと介護予防 ・重度化防止の推進	1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿 2 各段階における地域リハビリテーションの充実 3 科学的知見に基づいた健康寿命の延伸
3 認知症とともに暮らす 地域づくり	1 認知症を正しく知る社会の実現(知る) 2 認知症の発症を遅らせる環境の整備(遅らせる) 3 地域で支え合いつながる社会の実現(支え合う) 4 誰もが障壁なく暮らす地域づくり(暮らす)
4 在宅生活を支える医療 ・介護の一体的な提供	1 在宅医療・介護連携の推進 2 在宅医療のための基盤整備 3 人生の最終段階を支える体制整備
5 自立と尊厳を守る 介護サービスの充実	1 介護サービス基盤の整備 2 介護サービスの質の確保・向上 3 介護サービスの安全対策の推進 4 利用者及び介護家族等への支援 5 適正な介護保険制度の運用
6 地域包括ケアを支える 人材の確保・育成・定着	1 介護職員の確保・育成・定着 2 ケアマネジャーの確保・育成・定着 3 多様な担い手の確保・育成・定着

全体スケジュール

時期	令和5年							令和6年					
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
社会福祉審議会分科会					1回 (7/19) 策定方針					2回 (12/12) 素案			3回 (3/25) 最終案
計画推進・策定部会						1回 (8/23) 骨子等			2回 (12/5) 素案			3回 (2/22) 最終案	
人材確保WG		1回 (5/24) 加算確保						2回 とりまとめ					
ネットワーク会議(県)						1回 (9/5) 骨子等			2回 (12/18) 素案			3回 (3/11) 最終案	
地域リハ認知症部会					1回 (7/18・7/25) 施策の方向性			2回 (10/17・10/27) 素案				3回 (2/15・1/30) 最終案	
感染症部会					1回 (8/2) 課題検討			2回 課題検討					
圏域会議					1回 課題整理			2回 本文・サービス量				3回 本文・サービス量	
国 市町 等	県方針案提示 (国担当課長会議)	市長説明会実施	骨子作成 市町ヒアリング (県方針確認)	本文素案作成 市町ヒアリング(2回実施) ①自然体推計終了後 ②施策反映推計後	最終案作成 人材需給推計 サービス量最終集計	計画策定 保険料改定							

バコメ 12月～1月